

令和6年度被保護者健康管理支援事業
実施業務委託 公募プロポーザル実施要領

1 趣旨

生活保護受給世帯は、一般世帯と比較して適切な食事習慣や運動習慣が確立されていない傾向があり、健康に向けた諸活動が低調である。このため、埼玉県では生活保護受給者が自身の健康状態を把握し、健康維持の必要性を理解することで、定期的な健康診断の受診、生活習慣の改善、生活習慣病の発生予防等への意識の啓発を促すため、被保護者健康管理支援事業を実施する。

この事業の実施にあたっては、日頃生活保護受給世帯と密接に関わり、指導・援助を行っているケースワーカーの働きかけが不可欠である。そこで、健診受診勧奨のチラシを制作し、そのチラシを活用して健診受診勧奨を行うケースワーカーの育成を一体的に実施するため、高度な専門性や技術力、豊富な経験を有した民間事業者を対象に、企画提案による公募を実施するものである。

2 委託業務の内容に関する事項

(1) 委託業務名

令和6年度被保護者健康管理支援事業実施業務委託

(2) 委託業務内容

ア 健康診断の受診勧奨の際に、効果的な啓発活動を実施するためのチラシの制作を行う。

イ ケースワーカーが2の(2)アのチラシを活用して健康診断の受診勧奨を実施するにあたり、必要な知識やスキルを学ぶために、ケースワーカー向けの健康教育を実施する。(被保護者健康管理支援事業への理解を深め、健康診断の受診勧奨の意義や被保護者へのアプローチ方法を学ぶ。)

(3) 委託期間

契約締結日から令和7年2月28日まで

(4) 委託料上限額

759千円(消費税額及び地方消費税額を含む。)

本委託業務の契約締結に係る上限額であり、この範囲内の見積額で見積書が提出された場合に審査委員会(5を参照。)審査への参加及び契約が可能である。

見積額が、委託料上限額を超えた場合には審査自体を行わない。

3 応募資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第91条の規定により埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者であること。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者であること。
- (5) 本業務の公告日から業務委託候補者を選定するまでの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年4月1日施行）に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (6) 本業務の公告日から業務委託候補者を選定するまでの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日施行）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。

4 手続等に関する事項

(1) 参加表明書等の提出

- | | |
|--------|---|
| ア 提出期限 | 令和6年10月16日（水）午後5時まで |
| イ 提出場所 | 4の(3)のとおり |
| ウ 提出書類 | ・ 参加表明書（表紙）
・ 団体概要調書（様式1）
・ 業務受託実績調書（様式2）
・ その他事業者の概要を表すもの（任意様式、パンフレット等可能） |
| エ 提出部数 | 2部（正本1部、副本1部） |
| オ 提出方法 | 持参又は郵送（郵送の場合は書留とし提出期限内に必着のこと。） |

(2) 企画提案書の提出

- | | |
|--------|--|
| ア 提出期限 | 令和6年10月23日（水）午後5時まで |
| イ 提出場所 | 4の(3)のとおり |
| ウ 提出書類 | ・ 企画提案書（表紙及び任意様式）
・ チラシ案（任意様式）
・ 見積書（任意様式） |

※ 見積書の見積額には、消費税及び地方消費税の額を明示すること。消費税非課税団体の場合は、その旨を明示すること。

※ 見積書の作成にあたっては、チラシの制作及び研修の実施について、それぞれの金額がわかるよう内訳を記載すること。

※ 企画提案書には、以下の内容について記載した提案資料を添付すること。

- ・研修の構成
- ・研修実施後のサポート体制
- ・その他提案事項

エ 提出部数 2部（正本1部、副本1部）

オ 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は書留とし提出期限内に必着のこと。）

(3) 担当（問合せ先・提出場所）

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号

埼玉県福祉部社会福祉課医療保護・生活困窮者支援担当

電話 048-830-3282

ファクシミリ 048-830-4782

電子メール a3270-01@pref.saitama.lg.jp

5 業務委託候補者の選定に関する事項

(1) 審査（書面審査）

埼玉県社会福祉課 令和6年度被保護者健康管理支援事業実施業務委託先審査委員会は、4の(2)で提出された企画提案書の内容を総合的に判断し、最も優れていると認める者を最優秀企画提案事業者として選定する。

埼玉県社会福祉課は審査委員会の選定を基に、総合的に判断して、当該事業の業務委託候補者を選定する。

(2) 選定結果の通知

選定結果は令和6年11月11日（月）までに電子メールで通知する。

6 参加資格の喪失に関する事項

次のいずれかに該当したときは、業務委託候補者の選定手続への参加資格を失うことがある。

(1) 3応募資格に関する事項の要件を満たさなくなったとき。

(2) 参加表明書等又は企画提案書の提出日、提出場所、提出方法等が本要領に適合しなかったとき。

(3) 参加表明書等又は企画提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない

かったとき。

- (4) 参加表明書等又は企画提案書に記載すべき事項以外の事項が記載されていたとき。
- (5) 参加表明書等又は企画提案書に虚偽の内容が記載されていることが判明したとき。

7 その他

- (1) 本プロポーザルへの参加者を広く募るため、埼玉県ホームページへの掲載等により周知を図る。
- (2) 提出された参加表明書等、質問書及び企画提案書（以下「提出書類等」という。）は返却しない。
- (3) 本プロポーザルに係る書類の作成及び提出に係る費用は全て参加者の負担とする。
- (4) 提出書類等は、本業務の委託候補者の選定以外の目的には使用しない。なお、提出された書類は、埼玉県情報公開条例に基づき公開する場合がある。
- (5) 参加表明書等を提出した者が本プロポーザルの参加を辞退する場合は、速やかに、文書で埼玉県福祉部社会福祉課長に届け出ること。
- (6) 業務委託候補者選定後、本プロポーザルに参加した事業者を公開する場合がある。ただし、提案内容及び審査内容については公開しない。
- (7) 当該事業の実施につき、厚生労働省による国庫負担金・補助金の内示額に基づく事業費が2の(4)の委託料上限額を下回った場合、委託契約額を変更することがある。